

氏 名	劉 功 平
学位の専攻分野の名称	博士（商学）
学位記番号	甲商第24号（文部科学省への報告番号甲第594号）
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
学位授与年月日	2016年2月24日
学位論文題目	中国における移転価格問題に関する研究 —会計および税務の視点から—
論文審査委員	（主査）教授 平松 一夫 （副査）教授 瀬見 博 教授 阪 智 香

論文内容の要旨

1. 本論文の目的

本論文は、中国の資本市場という特定の環境の中で、移転価格および移転価格税制の諸問題に対して、中国政府、投資家および企業がどのように反応して行動するかを解明しようとするものである。

中国政府は、投資家を保護するとともに税金の流失を防ぐために、移転価格の観点から会計上および税制上の規定を整備してきた。本論文では、それらの規定の特徴を考察した上で、定性的な分析法と定量的な分析法を用いて、中国の会計基準や移転価格税制が企業経営者の行動および投資家の行動に与える影響を分析している。中国における移転価格の利用状況、移転価格に関する会計上および税制上の規定、並びに、それらの規定が企業経営者および投資者に与える影響について研究しようとするところに、本論文の特徴がある。

本論文の構成は以下のとおりである。

- 第1章 序 論
- 第2章 移転価格の設定方法
- 第3章 OECD 移転価格ガイドラインに関する一考察
- 第4章 中国における移転価格税制の変遷
- 第5章 中国における「関連者」の定義
- 第6章 中国における関連者間取引の影響
- 第7章 中国における多国籍企業の税務動機
- 第8章 中国における「事前確認」の発展状況
- 第9章 結 論

2. 本論文の概要

第1章「序論」では、移転価格および移転価格税制の重要性と問題点を述べている。本章ではさらに、中国以外の資本市場における移転価格および移転価格税制をめぐる研究動向を紹介するとともに、中国における研究動向についても紹介している。

中国における研究動向としては、会計基準および移転価格税制の規定に関する制度研究と実証研究がある。そのうち実証研究の目的は、大きく次の3つに分けられる。第一は、移転価格の設定方法および移転価格設

定に影響を与える要素に関する研究であり、第二は、移転価格が用いられる関連者間取引と企業の利益の質との関係に関する研究であり、第三は、多国籍企業の税務動機に関する研究である。

第2章「移転価格の設定方法」では、移転価格の起源および設定方法について考察している。

経済学の視点では、外部市場の不完全性と情報の非対称性は取引のコストを高くする。そこで企業という組織が現れ、規模も大きくなっていった。企業が大規模化することで分権化が図られると、エージェンシー問題が生じることとなった。このエージェンシー問題を緩和するために、分権化された各部門の経営成績を評価するシステムとして移転価格が導入された。

移転価格の設定方法には、大きく原価アプローチと市場価格アプローチがある。本章では、中国市場における1991年から2013年までの移転価格の設定方法に関する6つの実証研究を用いて検討を行い、中国における多国籍企業について移転価格の設定アプローチの適用状況について分析を行っている。その結果、市場価格アプローチの方が原価アプローチよりやや多く利用されていることが分かった。

本章ではまた、移転価格の設定に当たり、原価アプローチに主観性が介入することを回避する方法を提案している。それは、活動基準原価の手法を用いて計算された原価に一定の合理的な利益率を上乗せする方法である。

第3章「OECD 移転価格ガイドラインに関する一考察」では、OECD 移転価格ガイドラインのフレームワークを整理している。

OECD は、各国の税務当局間および税務当局と多国籍企業間の矛盾を緩和するために、移転価格税制問題について有益な作業を多く行ってきた。特に、OECD 移転価格ガイドラインは、OECD 加盟国だけでなく、中国を始め多くの非加盟発展途上国が移転価格税制を制定する際に参照されている。

OECD は1995年に、移転価格税制問題に対する長年の研究成果を総括して OECD 移転価格ガイドラインの初版を公表し、2010年に大改正を行った。この改正では、独立企業原則と比較可能性の重要性を強調し、独立価格基準法、再販売価格基準法、原価基準法という基本三法の優位性をなくし、最適法原則の適用を提唱している。移転価格算定方法を定める際には、独立企業原則を遵守する上に、最適法と比較可能性を考慮し、それを補充することとしている。

本章では、独立企業原則、最適法、比較可能性について検討した上で、OECD 移転価格ガイドラインで提唱している基本三法と取引単位営業利益法、取引単位利益分割法の特質およびその長所と短所を分析し、それらの関係を整理している。中国の移転価格税制は OECD 移転価格ガイドラインを参考にして制定されたので、これらの検討を通して、中国の移転価格税制の理解を助けることが期待される。

第4章「中国における移転価格税制の変遷」では、中国の移転価格税制の発展経緯、現在の仕組みおよびそれらの特徴を明らかにしている。

中国政府は、企業集団が移転価格を利用して所得を低税率国（または地域、以下同じ。）に移転することを防ぐため、移転価格税制を導入した。中国における移転価格税制の整備は1980年代後半から始まった。その発展経緯は、移転価格税制の完備過程における重要な法律法規の公布時期に合わせて、3つの段階に分けられる。

第1段階は1987年から1997年までである。中国政府は多国籍企業が移転価格を通じて所得を移転することの負の影響を3つ挙げ、移転価格税制を導入することにより、それらの負の影響を解消しようとした。第2段階は1998年から2006年までである。この段階で中国の移転価格税制システムの構築が終わった。第3段階は2007年から現在までである。中国の移転価格税制においても国際化が図られている。新所得税法、新所得税法实施条例および新実務指針は、中国初の全面的な反租税回避の立法であるといわれており、中国政府が長年にわたって経験を蓄積してきた事前確認（APA）を包含し、移転価格税制問題に重点を置いている。

本章では、条文式の移転価格税制の規則を解説した上で、中国における移転価格税制のリスクを減少する

4つの対策を提案している。それらは、①中国移転価格税制の理解および社員教育、②同時書類の作成および注意事項、③二国間 APA、および④企業集団全体での整合性に関連するものである。

第5章「中国における『関連者』の定義」では、中国の会計基準と移転価格税制の規定における関連者の定義の相違点を検討した上で、日米に対する中国の特徴を考察している。

本章では、中国の会計基準と移転価格税制における関連者の定義について、判定原則、適用範囲、規定内容にもとづいて比較している。さらに、規定内容を経済依存関係に関する規定と経営幹部に関する規定に分解して比較を行っている。

続いて、中国、日本、米国の比較を行った結果、中国では関連者の範囲は会計基準より移転価格税制の方がかなり広いこと、および、中国の会計基準における関連者の定義は日本や米国より狭いが、移転価格税制では最も広いことが明らかになった。それは、中国政府が中国の税収管轄権の保護について投資家への情報開示より厳しく取り組んでいるという背景があるからである。これらの検討を通して、投資家が財務諸表を利用して賢明な投資の意思決定をするには目に見えない移転価格課税リスクがあることが指摘されている。

第6章「中国における関連者間取引の影響」では、中国の資本市場における関連者間取引が上場企業の利益の質に与える影響について実証研究を行っている。

本章は、利益反応係数を情報の質の指標とし、関連者間取引の利益反応係数に与える影響を明らかにすることによって、中国の資本市場で関連者間取引が上場企業の利益の質に与える影響を検討するために2つの仮説を立てている。それは、仮説a「関連者間取引における「商品役務取引」は上場企業の利益の質を高める効果があり、利益反応係数と正の関係にある」、と仮説b「関連者間取引における「資金調達取引」は上場企業の利益の質を高める効果があり、利益反応係数と正の関係にある」である。多重回帰モデルを用いて回帰された統計結果は上記の2つの仮説を支持している。その結果は、先行研究の一部の研究結果と一致している。

本章では、2003年から2013年までのデータを用い、中国の資本市場における関連者間取引と上場企業の利益の質との関係を確認している。最新および長期にわたるデータを使用することによって分析結果の信頼力を高めている。先行研究では、一部を除き、関連者間取引における資金調達取引と上場企業の利益の質との関係を調べていない。本章は、資金調達取引の取引内容に債権債務の移転取引を新しく取り入れている。債権債務の移転は、貸付金取引、担保取引と実質的に相違がなく、資金調達取引に加えるべきであると思われる。これを加えたことにより、関連者間取引における資金調達取引が利益の質に与える影響を見極めることができ、新たな証拠を追加することができたと考えられる。

第7章「中国における多国籍企業の税務動機」では、中国における多国籍企業が、親会社との法人税率の差を利用して納税負担を最小化するという税務動機を有するか否かについて調査している。

本章は、中国における多国籍企業の2008年から2012年までの5年間のデータを用いて、中国における多国籍企業の税務動機を調べている。仮説1「親会社の法人税率が25%より高い場合と25%より低い場合とでは、中国における多国籍企業の税引前利益率、純資産利益率および納税額率に差がある。」と、仮説2「中国における多国籍企業の税引前利益率、純資産利益率および納税額率は、親会社の法人税率と正の線形関係を持つ。」という2つの仮説を立てている。一元配置分散分析では、親会社の法人税率のレベルは中国における多国籍企業の税引前利益率、純資産利益率および納税額率に重要な影響を与えていることが分かった。すなわち、仮説1を支持する結果が得られた。一方、多重回帰分析では仮説2を支持しない結果となった。前章で検討した内容を踏まえて、その原因は、移転価格を利用する動機の複雑さなどにあると考えられる。

中国における多国籍企業の移転価格の税務動機に対する実証研究が少ない中であって、本章は新たな実証的な証拠を提供した。

第8章「中国における『事前確認』の発展状況」では、企業の移転価格課税リスクを低減する最も有効な

事前確認（APA）について検討している。

本章では、2013年に国際連合が公表した発展途上国のための UN マニュアルと中国国家税務総局が2009年から毎年発行している APA レポートを用いて、中国において締結件数が少ない原因を検討している。UN マニュアルは移転価格設定問題における新興国の特殊な課題としてロケーションセービング、マーケットプレミアムといった地位優位性などを問題提起している。中国国家税務総局はそれらの観点を入れた法令をまだ制定していないものの、中国の APA 執行実務においてそれらの特殊課題を重点的に分析する可能性が高く、APA 交渉を難航させる一因になると考えられる。また、APA レポートでは、2005年から2012年にわたり中国における APA の実績状況を年度別、進捗段階別の件数の推移、締結までにかかった時間の内訳、対象取引別の内訳、移転価格算定方法別の内訳、業種別の内訳、二国間 APA の地域別の内訳に分けて考察し、それぞれ締結件数との関係を明らかにしている。

これらの検討を通して、中国において APA の締結件数が少ない原因として、①ユニラテラル APA の減少、②地域優位性に関する実務指針の欠乏、③中国国家税務総局の APA に対する実務経験の不足、④中国国家税務総局の人材不足、および⑤企業機密を保護する法令の欠乏という原因があることが明らかとなった。

第9章「結論」では、中国の移転価格および移転価格税制の諸問題について、会計および税務の視点から各章で検討した要点をまとめている。

論文審査結果の要旨

1. 本論文の意義

本論文は、中国における移転価格問題を、会計上および税務上の視点から検討した優れた研究である。中国における移転価格税制の変遷や中国における関連者の定義を検討するにあたり、会計規定や法律規定の原文等をあたることによって詳細に追っている。先進国の移転価格税制を紹介する研究、現在施行されている規制の問題点を指摘する研究、および現在施行されている規制の問題点を改善する提案を行う研究といった先行研究はあるが、中国で事業を行っている多国籍企業の視点に立って、中国の移転価格税制関連法令の特徴を論じるとともに、移転価格課税リスク管理について提言を行い、会計規定との相違点を明らかにした研究としては、本論文が初の研究であるといえる。この点において、本論文の意義は大きい。

さらに、定量的な分析では、中国における関連者間取引が企業の利益の質に与える影響、中国における多国籍企業の税務動機の有無、中国における多国籍企業が移転価格課税リスクを回避する有効な手段と思われる「事前確認」の利用状況という3つの側面を調べている。

まず、中国における関連者間取引の影響の調査では、2003年から2013年までの最新および長期的なデータを使用するにあたり、利益反応係数（ERC）を求めするのに適している当期純利益と経常利益双方の前会計年度との差を使用して、中国の資本市場における関連者間取引と上場企業の利益の質との関係を確認した。また、先行研究では調べられていない資金調達取引の取引内容に債務債権の移転取引を新しく取り入れて資金調達取引の影響を調査した。債務債権の移転取引は貸付金取引、担保取引と類似しているため、資金調達取引に加えるべきであると考えられる。これを加えたことにより、関連者間取引における資金調達取引が利益に与える影響を明らかにし、新たな証拠を提示することができた。

次に、中国における多国籍企業の税務動機については、2008年から2012年までのデータを用い、中国における非上場の多国籍企業が企業集団における税金負担を最小化するための行動を取っているか否かについて2つの仮説を立て検証した。

「親会社の法人税率が25%より高い場合と25%より低い場合とでは、中国における多国籍企業の税引前利益率、純資産利益率および納税額率に差がある。」という仮説1については、一元配置分散分析における多

重比較を行い、親会社の法人税率が25%より大きいグループと25%より小さいグループの間の分散の差は統計的に有意であることを明らかにした。さらに、一元配置分散分析法を用いて分析した結果、親会社の法人税率は中国における多国籍企業の税引前利益率、純資産利益率、納税額率に大きな影響を与えていることが分かった。つまり、仮説1を支持する結果が得られた。

「中国における多国籍企業の税引前利益率、純資産利益率および納税額率は、親会社の法人税率と正の線形関係を持つ。」という仮説2については、多重回帰モデルを用いて検証した。しかし、仮説2を支持する証拠は得られなかった。しかし、中国における多国籍企業の移転価格の税務動機に対する実証研究が少ない中で、本論文で得た新たな実証的証拠は、これまでの研究に新たな示唆を追加したものとして評価される。

また、事前確認（APA）に関する本論文の貢献をあげることができる。中国でビジネスを行う多国籍企業は中国国家税務総局と協力するという方法でAPAの活用を以前よりもますます重視するようになっているが、中国におけるAPAの締結件数は多くない。本論文では、2009年から2012年のAPAレポートに収録されているデータを手がかりに、その原因を明らかにした。この点を扱った先行研究はなく、本論文が初めての試みであった。それらの原因を明らかにしたことによって、中国でビジネスを行っている多国籍企業がAPA活用に関する意思決定を行う上で、また中国国家税務総局が既定の改正を行う上で、有益な情報を提供していると考えられる。

これらは、中国における移転価格問題の研究に対する本論文の貢献を示すものである。

2. 本論文の課題

このように、本論文は中国の移転価格問題の研究分野に貢献をもたらす優れた研究であるが、次のような課題も残されている。

第一に、本論文では、中国における関連者間取引の影響の実証研究において研究対象のソースとして用いたのは、すべてA株式市場から抽出したデータである。完全かつ信頼性があるデータの入手が困難であることから、B株式市場、H株式市場や中小企業・ベンチャーボード株式市場における関連者間取引については調べていない。また、回帰された研究結果の信頼性は、中国の関連者間取引情報開示の充足性（投資者の意思決定に十分な情報を提供していた）と、その開示情報を正確に分析する能力の有無に関わるが、それに関する検証が行われていない。中国の資本市場が発展していく状況において、A株式市場以外の株式市場からも信頼性が高いデータを入手することが可能になってきているのではないかと考えられるので、B株式市場、H株式市場や中小企業・ベンチャーボード株式市場における関連者間取引の影響についても分析を行うことが期待される。

第二に、本論文における税務動機に関する調査が、多国籍企業の税務動機のみ調査であるという限界がある。多国籍企業が移転価格を利用する目的は多様であり、実務では、税務動機と子会社の競争環境、子会社の業績評価の指標、キャッシュフローの維持、配当の本国送還の制限、子会社が適用する会計基準といった経営動機のトレードオフの結果によって移転価格政策が設計されると考えられる。今後、税務動機に加えてこれらの点も考慮に入れた検討を行うことが期待される。

第三に、本論文では、中国における「事前確認（APA）」の発展状況に関する調査において、中国国家税務総局が発行したAPAレポートに収録されているAPAの実施状況に関する統計データにもとづいて、中国のAPAの締結件数が少ない原因を検討した。この点については、企業に対して直接にアンケート調査等を行い、実態を明らかにすることも期待される。

本論文にはこうした課題が残されているが、これらは決して本論文の価値を損なうものではない。外国の投資家による中国の資本市場への投資はこれまで年々増えてきている。中国国家税務総局が世界の経験を参考にして移転価格税制規定を整備し続けているという環境の中で、移転価格問題は、会計および税務の視点

からさらに研究の蓄積が望まれるテーマである。その意味からも、残された課題に取り組み、今後の研究成果に結びつけることが大いに期待される。これらを総合的に勘案して、審査委員としては、本論文提出者が博士（商学）の学位を受けるに値するものと判断する。